

# アメリカ合衆国における 答弁取引が生む冤罪の危険

清水 拓 磨\*

## 目 次

1. 本稿の課題
2. 英米法における議論
  - 2-1. 雪冤データを用いた手法
  - 2-2. 場面想定法
  - 2-3. 実験室実験
  - 2-4. 小 括
3. むすびにかえて

## 1. 本稿の課題

現在、我が国において自己負罪型司法取引の導入の可否が問われている<sup>1)</sup>。そのような中、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引するのを防止する方策の検討が積極的に進められている。

戦後初期から、自白が取引（約束）によって得られた場合に、その証拠能力が認められるかについては、基本的には自白法則の枠内で議論がなされてきた。そして、戦後初期の議論においては、虚偽供述排除の観点から、自白が取引によって得られた場合には（いわゆる「約束による自白」の場合には<sup>2)</sup>）、その証拠能力を否定するというのが支配的な理解であった

---

\* しみず・たくま 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

1) 2011年から2014年にかけて開催された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において自己負罪型司法取引の導入の可否が議論された。

2) ただし、ここでいう「約束による自白」とは、①取引の内容が刑事責任に関するも

(虚偽排除説)<sup>3)</sup>。

1966年、最高裁も、恩典の内容が起訴猶予処分であったという事案につき、いわゆる「約束による自白」の任意性を否定する事例判断を示した<sup>4)</sup>。そして、調査官解説をはじめとする多くの見解は、この判例は虚偽排除説に立つものであると捉える<sup>5)</sup>。

上記背景を踏まえて、現在の自己負罪型司法取引に関する議論の焦点は、虚偽供述がなされるのを防止する方策を整えることが可能かという点にある<sup>6)</sup>。

以上のように、虚偽供述防止策を解明することが重要な課題であるといえるが、それを検討するにあたっては、当該取引が虚偽供述を誘引する危険性を可能な限り正確に認識する必要があるように思われる。というのも、虚偽供述防止策は虚偽供述誘引の危険性に照らして検討されるべきで

ゝのであり、②取引の主体がそれらの事項について処分権限を持つ者であり、③取引と自白との間に因果関係がある自白を意味する。

3) 江家義男『刑事証拠法の基礎理論』38-39頁(有斐閣, 1951年)、栗本一夫「自白」日本刑法学会編『刑事法講座 第6巻』1173頁(有斐閣, 1953年)、平野龍一『刑事訴訟法』229頁(有斐閣, 1958年)、青柳文雄「自白の証拠能力」『ジュリスト300号記念特集学説の展望——法律学の争点——』342頁(1964年)等。

4) 最高裁昭和41年7月1日第二小法廷判決刑集20巻6号537頁。

5) 坂本武志「判解」最判解刑事篇41年度100-105頁(法曹会, 1970年)、三井誠「判例における自白排除の根拠」法学教室248号84頁(2001年)、小川佳樹「約束による自白の証拠能力」田口守一・寺崎嘉博編『判例演習刑事訴訟法』280-281頁(成文堂, 2004年)、大澤裕「自白の証拠能力といわゆる違法排除説」研修694号8-9頁(2006年)、中桐圭一「判批」別冊判例タイムズ26号警察基本判例・実務200 442頁(2010年)、加藤克佳「判批」別冊ジュリスト203号157頁(2014年)、高田昭正『基礎から学ぶ刑事訴訟法演習』298-299頁(現代人文社, 2015年)、石田倫識「判批」葛野尋之ほか編『判例学習・刑事訴訟法 第2版』254頁(法律文化社, 2015年)、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕』310-311頁(立花書房, 2016年)、緑大輔『刑事訴訟法入門〔第2版〕』340頁(日本評論社, 2017年)、斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』403頁(日本評論社, 2019年)を参照。

6) 川出敏裕「協議・合意に基づく供述の証拠としての使用」法律時報1148号32頁(2020年)、川出敏裕「司法取引と刑事訴訟法の諸原則」刑法雑誌50巻3号345頁(2011年)、加藤克佳「刑事手続における協議・合意——主にドイツ法を手がかりとして——」高橋則夫ほか編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』403頁(成文堂, 2014年)、宇川春彦「司法取引を考える(8)」判例時報1596号37頁(1997年)等を参照。

あるからである。

そこで本稿では、近年におけるアメリカ合衆国の実証研究の成果を主に分析し、そこから自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険性を可能な限り正確に浮き彫りにすることを課題とする（なお、必要に応じてイギリス法の文献も参照する）。

本稿における議論は、虚偽供述防止策の検討に向けた、準備的なものと位置づけられるであろう。

## 2. 英米法における議論

答弁取引がアメリカ合衆国の刑事司法の運用において極めて重要な役割を担っていることは、既に我が国でも広く知られている<sup>7)</sup>。連邦最高裁が「答弁取引は合衆国における司法システムの運用にとって不可欠なもの<sup>8)</sup>」と指摘したのは半世紀も前のことである。現在においては、このような認識に大きな変化はないと思われる。2012年に連邦最高裁が「連邦の有罪判決の97%が、州の有罪判決の94%が有罪答弁によるものである<sup>9)</sup>」と指摘したのは記憶に新しい。このようにアメリカ合衆国の刑事司法は有罪答弁制度に過度に依存しているといえるが、その有罪答弁を引き出す主たる手段が答弁取引なのである<sup>10)</sup>。そのため、答弁取引が「不可欠」という認識は現状においても強いように思われる<sup>11)</sup>。

このように刑事司法の運用において「不可欠」とまで評価される答弁取

---

7) 宇川春彦「司法取引を考える(1)」判例時報1583号44頁(1997年)を参照。

8) See, *Santobello v. New York*, 404 U.S. 257, 260 (1971).

9) *Missouri v. Frye*, 566 U.S. 134, 143 (2012).

10) Ronald Wright & Mark Miler, *The Screening/Bargaining Tradeoff*, 55 STAN. L. REV. 29, 30 (2002); Oren Gazal-Ayal & Avishalom Tor, *The Innocence Effect*, 62 DUKE L. J. 339, 341 (2012).

11) 例えば, Stephanos Bibas, *Plea Bargaining outside the Shadow of Trial*, 117 HARV. L. REV. 2464, 2527 (2004) は, 答弁取引の廃止を「非現実的なもの」と指摘する。

引であるが、多くの問題が指摘されてきた。その問題の1つが、答弁取引が多く虚偽の有罪答弁を誘引し、ひいては冤罪を生んでいるのではないかということである。

答弁取引が虚偽の有罪答弁を誘引するかを検証する試みは盛んになされてきた。この点に関して、3種類の研究手法が注目に値する。第1は雪冤データを用いた手法である。第2は場面想定法である。第3は実験室実験である。以下、各手法による研究を概観する。

## 2-1. 雪冤データを用いた手法

雪冤データを用いた研究として、注目に値するのが2005年に公表されたGross研究である。当該研究によれば、無実の罪を晴らした340人のうち20人が有罪答弁を行っていたという<sup>12)</sup>。これは全体の6%を下回る値である<sup>13)</sup>。他にも、2012年に公表されたGazal-Ayalらの研究によれば、無実の罪を晴らした466人のうち、37人が有罪答弁を行っていたという<sup>14)</sup>。これは全体の7.9%に値する<sup>15)</sup>。残りの92.1%は公判によって有罪とされていた<sup>16)</sup>。

2020年、Sumuel Grossらは、2400件に及ぶ雪冤事件を分析し、その成果を公表した<sup>17)</sup>。当該研究によれば、無実の罪が晴らされた2400件のうち

---

12) Sumuel R. Gross, Kristen Jacoby, Daniel J. Matheson, Nicholas Montgomery & Sujata Patil, *Exonerations in the United States 1989 Through 2003*, 95 J. CRIM. L. CRIMINOLOGY 523, 536 (2005). かかる Gross 研究の日本における紹介として、白井論「合衆国における答弁取引と『無辜の不処罰』——『無辜の有罪答弁』をめぐる近年の論稿より——」大阪経済法科大学法学論集72号63頁(2014年)を参照。なお、アメリカ合衆国の冤罪問題を日本に紹介する近年の論文として、笹倉香奈「冤罪を考える③ アメリカの誤判・冤罪とイノセンス運動(1)」時の法令2121号64頁以下(2021年)、笹倉香奈「冤罪を考える④ アメリカの誤判・冤罪とイノセンス運動(2)」時の法令2123号34頁以下(2021年)がある。

13) Gross, Jacoby, Matheson, Montgomery & Patil, *id.* at 536.

14) Gazal-Ayal & Tor, *supra* note 10, at 352. Gazal-Ayal らは、前述の Gross 研究の成果とイノセンス・プロジェクトの成果を利用して上記数字を出している。

15) *Ibid.*

16) *Ibid.*

17) Samuel R. Gross, M.J. Possley, K.J. Roll & K.H. Stephens, *Government Misconduct and*

1928件が公判によって有罪とされていたという<sup>18)</sup>。すなわち、全体の80%が公判によって有罪とされていたということになる<sup>19)</sup>。

以上にみてきたデータからは、一見、答弁取引が冤罪を生む危険性は公判のそれと比較して低いように思われるかもしれない。だが、かかる雪冤データを答弁取引研究に利用する場合には次の3つの注意が必要であると指摘される<sup>20)</sup>。

第1に、雪冤データは、DNA 証拠が利用可能な、雪冤過程に乗るのに十分に長い量刑が問題となる謀殺やレイプといった重罪事件に主として焦点を当てたものであるから、軽罪を含む大半の刑事事件における無実の罪と答弁取引の関係を審査するものではないと指摘される<sup>21)</sup>。ただし近年、DNA 証拠の利用以外による雪冤も多数報告されていることから、現状においてもこのようにいえるかは慎重な判断を要するであろう。

第2に、有罪答弁をした者の多くには恩典が与えられるので、それらの者には無実の罪を晴らそうとするインセンティブが小さく十分な時間もない可能性が高いということである<sup>22)</sup>。

第3に、たとえ有罪答弁をした被告人の中に無実の罪を晴らそうとする欲求や時間がある者が存在したとしても、有罪答弁をしたというその事実により、有罪判決を争うことが禁止されている場合もあるということである<sup>23)</sup>。

---

↘ *Convicting the Innocent: The Role of Prosecutors, Police and Other Law Enforcement*, The National Registry of Exonerations (2020).

18) Id. at 33, 96.

19) Id. at 96.

20) Lucian E. Dervan & Vanessa A. Edkins, *The Innocent Defendant's Dilemma: An Innovative Empirical Study of Plea Bargaining's Innocence Problem*, 103 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 1, 21-22 (2013). See, also Sophia Waldstein, *Open-File Discovery: A Plea for Transparent Plea-Bargaining*, 92 TEMP. L. REV. 517, 536-538 (2020); Scott W. Howe, *The Value of Plea Bargaining*, 58 OKLA. L. REV. 599, 631-632 (2005).

21) Dervan & Edkins, id. at 21.

22) Ibid.

23) Ibid.

上記理由により、雪冤データからは、答弁取引が生む冤罪の危険性を正確に描き出せないおそれがあるように思われる<sup>24)</sup>。

## 2-2. 場面想定法

以上のような雪冤データを利用する手法とは別に、仮定を用いて答弁取引における被告人の意思決定過程の理解を目指す方法論も存在する。これを以下、場面想定法と呼称する。

1978年、Larry Gregory らは、かかるアプローチからの研究成果を公表した<sup>25)</sup>。143人の学生が被験者とされた当該実験では、①有罪条件・無罪条件、②訴追数が少ない条件・多い条件、③厳格な処罰条件・寛大な処罰条件という各条件が設定され、それらの条件が結果に与える影響について分析がなされた。①有罪条件では、実際に被験者が罪を犯したという場面を想定させる。①無罪条件では、実際には罪を犯していないという場面を想定させる。②訴追数が少ない条件では、武装強盗罪のみで訴追された場面を想定させる<sup>26)</sup>。②訴追数が多い条件では、武装強盗罪を含む4つの犯罪で訴追された場面を想定させる<sup>27)</sup>。③厳格な処罰条件では、有罪となれば10年から15年の拘禁刑を受けるであろうことを想定させる<sup>28)</sup>。③寛大な処罰条件では、有罪となれば、1年から2年の拘禁刑を受けるであろうことを想定させる<sup>29)</sup>。その上で、不利な証拠を提示し、第2級不法目的侵入罪につき有罪答弁をするという内容の答弁取引に応じるか否かを選択さ

---

24) See, id. at 21-22.

25) W. Larry Gregory, John C. Mowen & Darwyn E. Linder, *Social Psychology and Plea Bargaining: Applications, Methodology, and Theory*, 36 J. PERSONALITY & SOC. PSYCHOL. 1521 (1978).

26) Id. at 1522.

27) Id. at 1523. 具体的には、武装強盗罪、兇器所持重盗罪 (grand theft with a dangerous weapon)、兇器所持脅迫罪 (assault with a deadly weapon)、第1級不法目的侵入罪で訴追された場面を想定させる。

28) Ibid.

29) Ibid.

せる<sup>30)</sup>。有罪答弁をすれば、3ヶ月の拘禁刑を受けるとする<sup>31)</sup>。

かかる実験の結果は、次の通りであった。全体として有罪条件の被験者の83%もが答弁取引に応じると回答した<sup>32)</sup>。これに対して、無罪条件の被験者では全体で18%が答弁取引に応じると回答したのである<sup>33)</sup>。

以上のように Gregory 研究では、無罪条件の被験者が答弁取引に応じると回答した割合は2割をやや切るという結果が出た<sup>34)</sup>。この値を大きいと捉えるか小さいと捉えるかの評価は措くとして、場面想定法を用いた研究にも批判がないわけではないということは指摘しなければならない。すなわち、近年の社会心理学の研究成果が示すように、仮定上の地位で行うということと、実際に行うことはかなり異なっているおそれがあるという批判が存在する<sup>35)</sup>。そのため、上記の場面想定法を用いた研究結果が無実の罪の者が取引に応じてしまう危険性を正確に表していると捉えることには疑問の余地があるように思われる。

---

30) Ibid.

31) Ibid.

32) Id. at 1524.

33) Ibid.

34) かかる結果は、その他の場面想定法を用いた実験結果ともある程度一致する。例えば、1984年に公表された Bordens 研究においては、全体として無罪条件の被験者のうち答弁取引に応じると回答したのは20.3%であった。Kenneth S. Bordens, *The Effects of Likelihood of Conviction, Threatened Punishment, and Assumed Role on Mock Plea Bargaining Decisions*, 5 BASIC & APPLIED SOC. PSYCHOL. 59, 66 (1984)。また、2012年に公表された Tor, Gazal-Ayal & Garcia 研究の中の1つの実験結果でも、無罪条件の被験者のうち取引に応じると回答したのは20%であった。Avishalom Tor, Oren Gazal-Ayal & Stephen M. Garcia, *Fairness and the Willingness to Accept Plea Bargain Offers*, 7 J. EMPIRICAL LEGAL STUD. 97, 104 (2010)。他にも、2018年に公表された Zimmerman & Hunter 研究においても、全体として無罪条件の被験者のうち取引に応じると回答したのは20%であった。David M. Zimmerman & Samantha Hunter, *Factors Affecting False Guilty Pleas in a Mock Plea Bargaining Scenario*, 23 LEGAL & CRIMINOLOGICAL PSYCHOL. 53, 61 (2018)。

35) Dervan & Edkins, *supra* note 20, at 23-24. See also, Allison D. Redlich, Miko M. Wilford & Shawn Bushway, *Understanding Guilty Pleas Through the Lens of Social Science*, 23 PSYCHOL. PUB. POL'Y & L. 458, 466 (2017)。

## 2-3. 実験室実験

### 2-3-1. Gregory 研究 (1978年)

以上の雪冤データを用いた手法や場面想定法とは別に、実験室実験という手法がある。前述の Gregory 研究では、実験室実験も行われた<sup>36)</sup>。当該実験では、難解なテストをする前に、被験者たる学生の一方には実験協力者によってほとんどの答えがBであると知らせておき、他方には何も知らせないでテストが行われた<sup>37)</sup>。テストの後、答えをあらかじめ知っていたことを理由に被験者は咎められ、倫理委員会へ出頭しなければならないと告げられた<sup>38)</sup>。倫理委員会において無罪が認定されれば更なる単位の取得が可能であるが、有罪が認定されれば、何ら単位を取得できず、1単位を奪われ、最終成績が1レベル下がることとなると告知された<sup>39)</sup>。その後、即座に罪を認めれば実験参加の単位を失うが即座に解放されると知らされた(取引)<sup>40)</sup>。

かかる実験の結果は、次の通りであった。有罪条件の8名の被験者のうち6名が罪を認めた<sup>41)</sup>。これに対して、無罪条件の被験者8名は誰も罪を認めなかったのである<sup>42)</sup>。

Gregory 研究の実験室実験は、仮定を用いないという点で、実際の心理状態を再現する手法として優れたものであると評価し得るであろう。だが、分析に利用できた被験者が16人にとどまり、その数が極めて少ないことから、この結果から一定の結論を導くのは難しいように思われる<sup>43)</sup>。

---

36) Gregory, Mowen & Linder, *supra* note 25, at 1526.

37) *Ibid.*

38) *Ibid.*

39) *Id.* at 1527.

40) *Ibid.*

41) *Id.* at 1528.

42) *Ibid.*

43) See, Dervan & Edkins, *supra* note 20, at 24; Albert W. Alschuler, *A Nearly Perfect System for Convicting the Innocent*, 79 ALB. L. REV. 919, 933 (2015).



### 2-3-2. Russano 研究（2005年）

後述する実験室実験を用いた研究に大きな影響を与えた先駆的な研究として、Russano 研究が存在する。Melissa Russano らは、2種類の取調べ方法が被疑者・被告人に与える影響を解明することを目的として次の実験を実施し、2005年にその成果を公表した<sup>44)</sup>。

当該実験においては、296人の大学生が分析対象とされた<sup>45)</sup>。具体的な実験の方法を簡略化して紹介すると、まず、被験者たる学生と被験者のふりをした実験協力者をペアにする<sup>46)</sup>。ペアをテストルームに通し、論理問題を解かせる前に、チーム問題については協力して解くよう指示する<sup>47)</sup>。一方、個人問題については答えを話し合ってはならない旨を告げ、各自で解くよう指示する<sup>48)</sup>。その後、実験者はテストルームをあとにする<sup>49)</sup>。有罪条件のグループにおいては、被験者のふりをした実験協力者が被験者に対して個人で解くべき問題につき助けを求める<sup>50)</sup>。無罪条件のグループでは、実験協力者は何も働き掛けを行わない<sup>51)</sup>。ペアが問題を解き終わった後、実験者はペアがある問題につき同じ間違いをしていると告げ、個人で解くべき問題につき解答をシェアしたことを自白させることによって何が起こったかにつき書面化することを望んでいると告げる<sup>52)</sup>。その後、次の2つの方法で取調べを実施する<sup>53)</sup>。

---

44) Melissa B. Russano, Christian A. Meissner, Fadia M. Narchet & Saul M. Kassin, *Investigating True and False Confessions within a Novel Experimental Paradigm*, 16 PSYCHOL. SCI. 481 (2005). Russano 研究の日本における紹介として、白井・前掲注12) 69-71頁を参照。

45) Russano, Meissner, Narchet & Kassin, id. at 483.

46) Id. at 483-484.

47) Id. at 483.

48) Ibid.

49) Ibid.

50) Ibid.

51) Ibid.

52) Ibid.

53) Ibid.

1つの取調べ方法は、アメリカ合衆国の警察実務で幅広く提唱されている「最小化」と呼ばれるものである<sup>54)</sup>。「最小化」とは、取調官が被疑者の犯罪行為の重大性や自白の予想される結果を最小化し、シンパシーを示すことによって被疑者の信頼を得るなどして自白を獲得しようとする捜査手法である<sup>55)</sup>。もう1つの方法は「取引」である<sup>56)</sup>。ここでの「取引」とは、自白をすれば事件が迅速に解決され、後日再試験を受けるだけで済むが、申し出を断れば、対応は担当教授の判断に委ねられると告げるというものである<sup>57)</sup>。

以上の方法で実施され、次の結果が得られた。「最小化」と「取引」がともに用いられた場合、43%の被験者が虚偽の自白を行った<sup>58)</sup>。これに対して、「取引」のみが用いられた場合、14%の被験者が虚偽の自白を行ったのである<sup>59)</sup>。

### 2-3-3. Dervan & Edkins 研究 (2013年)

Lucian Dervan と Vanessa Edkins は、上記の Russano 研究を指針とする実験室実験を実施し、2013年にその成果を公表した<sup>60)</sup>。

当該実験では、76人の大学生が分析対象とされた<sup>61)</sup>。実験方法は、次の通りである。被験者に、個人と集団の論理問題へのパフォーマンスに関する研究であると告げる<sup>62)</sup>。2人ずつ個室に入室させる<sup>63)</sup>。そのうちの1人

---

54) Id. at 482-483.

55) Id. at 482.

56) Ibid.

57) Id. at 483.

58) Id. at 484.

59) Ibid. なお、何らの手法も用いられなかった場合、虚偽の自白をしたのは6%にとどまった。最小化のみが用いられた場合、18%が虚偽の自白を行った。Ibid.

60) Dervan & Edkins, supra note 20. 日本における Dervan & Edkins 研究の紹介として、ルシアン・ダーヴァン (指宿信訳) 「取引的な司法 合衆国における答弁取引と冤罪 Bargained Justice: Plea Bargaining and Innocence in the United States」季刊刑事弁護85号135-136頁 (2016年)、白井・前掲注12) 71-72頁を参照。

61) Dervan & Edkins, id. at 28.

は被験者のふりをした実験協力者としておく<sup>64)</sup>。2人に3問の論理問題を協力して解かせる<sup>65)</sup>。その後、被験者に新たに3問を解かせる<sup>66)</sup>。ただし、この問題は1人で解くよう指示し、協力してはならない旨をあらかじめ告げておく<sup>67)</sup>。問題の解答方法はA～Eの5択から選ぶ形式である。

半数の有罪条件のグループでは、実験協力者が「第2問の答えは何にしたか？」と被験者に尋ねる<sup>68)</sup>。被験者がこの質問に答えなければ、実験協力者は更に「答えはDであると思う」と告げる<sup>69)</sup>。仮に必要なならば、実験協力者が「第3問の答えをEにしたか？」と尋ねる<sup>70)</sup>。もう半数の無罪条件のグループでは、実験協力者は何も働き掛けない<sup>71)</sup>。

答案回収・採点の後、研究補助員が被験者に対して、個人で解くべき第2問と第3問につき、被験者が他の学生と同じ間違いをしており、2人が同じ間違いをする確率はおおよそ4%に満たないこと、このような事態が生じた場合には、担当教授に報告することが求められていることを告げる<sup>72)</sup>。

研究補助員は被験者に2択を突きつける<sup>73)</sup>。1つは、カンニングを認め、罰として全ての研究参加費を失うという答弁をするものである<sup>74)</sup>。もう1つは、答弁をしないという選択肢である。

約半数の厳格な処罰条件では、実験を指揮した教授が懲戒委員会

---

62) Ibid.

63) Ibid.

64) Ibid.

65) Id. at 29.

66) Ibid.

67) Ibid.

68) Ibid.

69) Ibid.

70) Ibid.

71) Id. at 29-30.

72) Id. at 30.

73) Id. at 31.

74) Ibid.

(10~12人の教職員スタッフで構成される組織)に訴えることになる<sup>75)</sup>と告げる<sup>75)</sup>。次に、懲戒委員会を実際の陪審と類似した制度にするため、被験者はそこで意見を述べ、証拠を提出し、自分の立場を示すことができることを告げる<sup>76)</sup>。実際の刑事訴訟制度のメカニズムを反映するため、約80~90%の学生が懲戒委員会では有罪認定を受けると告げる<sup>77)</sup>。懲戒委員会では有罪とされれば、研究参加費を失い、faculty advisorへその旨通知され、当該セメスターの間は毎週3時間開講される倫理セミナー(毎回の出席とレポート提出、合否を決める最終試験を受けることが義務づけられる)への受講義務が生じることを告げる<sup>78)</sup>。

残りの約半数の寛大な処罰条件では、研究補助員が懲戒委員会の手続について情報提供をし、罰として研究参加費を失うこと、faculty advisorへの通知がなされること、毎回の出席と最終試験を受けることが義務づけられる無料の全9時間の倫理セミナーを受講しなければならないことを告げる<sup>79)</sup>。

以上の実験方法で実施し、次の結果が得られた<sup>80)</sup>。まず、有罪条件の被験者37人のうち33人が取引に応じた<sup>81)</sup>。これは、89.2%の有罪条件の被験者が取引に応じたことを意味する<sup>82)</sup>。有罪条件の被験者のうち取引に応じなかったのは4人である<sup>83)</sup>。これは10.8%に値する<sup>84)</sup>。

これに対して、無罪条件の被験者39人のうち、22人が取引に応じた<sup>85)</sup>。これは無罪条件の被験者の56.4%が取引に応じたことを意味する<sup>86)</sup>。これ

---

75) Id. at 32.

76) Ibid.

77) Ibid.

78) Ibid.

79) Ibid.

80) Id. at 34-43.

81) Id. at 34.

82) Ibid.

83) Ibid.

84) Ibid.

85) Ibid.

86) Ibid.

に対して、無罪条件の被験者のうち取引に応じなかったのは17人であり、これは43.6%に値する<sup>87)</sup>。

実験を行った Dervan と Edkins によれば、以上の結果からは、次の2つ重要な結論を読み取ることができるという<sup>88)</sup>。

第1に、予想の通り、有罪の被告人の方が無実の罪の被告人より高い確率で有罪答弁を行うことが解明されたという<sup>89)</sup>。

第2に、半数を超える無罪条件の被験者が虚偽の有罪答弁を行ったということである<sup>90)</sup>。かかる結果は、厳格な処罰条件であろうと寛大な処罰条件であろうと得られた<sup>91)</sup>。先行研究では、被告人はリスクを好む傾向があり、法廷の前で防御活動を好んで行うことが主張されていた<sup>92)</sup>。だが、当該研究結果によれば、被告人は実際にはリスクを回避する傾向が強いということが解明されたという<sup>93)</sup>。

ところで、Dervan & Edkins 研究において興味深いのは、量刑格差の大きさが冤罪の問題に与える影響についても分析を試みている点にある<sup>94)</sup>。アメリカ合衆国においては、著しい量刑格差が無実の罪の者にも有罪答弁をさせてしまっているという問題が指摘されている。これを受けて、量刑格差を制限することによって無実の罪の被告人が取引に応じってしまうのを防止しようとする主張が積極的になされている。そのような議論の中、どの程度の量刑格差なら許容されるかを解明することが1つの課題となっている。

前述の通り、当該実験は、厳格な処罰条件のグループと寛大な処罰条件のグループにわけて実施された。実験の結果、厳格な処罰条件の下、有罪

---

87) Ibid.

88) Id. at 35.

89) Id. at 35-37.

90) Id. at 37.

91) Ibid.

92) Ibid.

93) Ibid.

94) Id. at 39-43.

条件の被験者の94.1%が取引に応じた<sup>95)</sup>。これに対して、無罪条件の被験者は、61.1%が取引に応じた<sup>96)</sup>。寛大な処罰条件の下、有罪条件の被験者のうち取引に応じたのは85.0%であったのに対して、無罪条件の被験者については、52.4%が取引に応じた<sup>97)</sup>。

以上の結果から、次のことがわかるという。すなわち、厳格な処罰条件の下で取引に応じた者の割合は、有罪条件の被験者であろうと無罪条件の被験者であろうと、寛大な処罰条件の下で取引に応じた被験者の割合より、約10%弱高かった<sup>98)</sup>。

Dervan と Edkins は、Diagnosticity<sup>99)</sup> を用い、答弁取引が生む冤罪の危険について警鐘を鳴らす。当該研究で用いられた Diagnosticity とは、ある行動又はある決断 (例えば、答弁取引を受け入れるという決断) がある真実 (例えば、罪を犯したこと) を示すものになるかどうかを確かめるものである<sup>100)</sup>。

実験の結果、厳格な処罰条件の場合の Diagnosticity は、1.54であった<sup>101)</sup>。この値は極めて低いものであるという<sup>102)</sup>。前述の Russano 研究では、取調官が自白を引き出すのにいかなる方法も使わなかった場合、Diagnosticity は7.67であったの対して、取調官が2種類の取調方法を使用した場合には、Diagnosticity は2.02に下落した<sup>103)</sup>。この Russano 研究との対比から、Dervan & Edkins 研究での上記の Diagnosticity は極めて

---

95) Id. at 39.

96) Ibid.

97) Ibid.

98) Ibid.

99) ダーヴァン・前掲注60) 135頁では、「Diagnosticity」は、「識別 (可能) 性」と訳されている。

100) Dervan & Edkins, supra note 20, at 39. 換言すれば、仮に罪のある者の方が無辜よりもはるかに答弁取引を受け入れるなら、それは答弁取引を受け入れたということが罪を犯したことを示すことになるという。Ibid.

101) Ibid.

102) Id. at 40.

103) Ibid.

低いものであることがわかる。このことが意味するのは、無実の罪の被告人は、警察官取調べにおけるよりも答弁取引における方が強制に対して脆弱であるということである<sup>104)</sup>。Dervan と Edkins は、このことから、ここ半世紀、連邦最高裁は警察官取調べにおける憲法的保護に重点を置いてきたが、答弁取引における保護により目を向け始めるべきであると指摘する<sup>105)</sup>。

また、興味深いことに、寛大な処罰条件の場合の Diagnosticity は1.62であり<sup>106)</sup>、当該研究においては、厳格な処罰条件の場合にも Diagnosticity はほとんど下落しなかった<sup>107)</sup>。Dervan と Edkins はその理由を説明する2つの仮説を提示している<sup>108)</sup>。

第1に、ここでの Diagnosticity は変動する余地がなかったので下落しなかったという仮説である<sup>109)</sup>。寛大な処罰条件に対する Diagnosticity は1.62であり、既に非常に低い<sup>110)</sup>。そのため、これ以上大幅に下落しなかったことは不思議ではない。

第2に、厳格な処罰条件が適用される場合、過去の子想とは異なる形で量刑格差が機能するので、大幅に下落しなかったという仮説である<sup>111)</sup>。今日まで、多くの者は、量刑格差は図1のように直線状に機能する予想していた<sup>112)</sup>。しかし実際には、図2のように、答弁取引は絶壁のように機能する可能性があるという<sup>113)</sup>。これは、とりわけ小さい量刑格差では被告人が有罪答弁をするよう誘引できないが、いったん量刑格差が決定的な

---

104) Ibid.

105) Ibid.

106) Id. at 39.

107) Id. at 40.

108) Id. at 41-42.

109) Id. at 41.

110) Ibid.

111) Ibid.

112) Ibid.

113) Id. at 42.

大きさに達すれば、罪を犯していようといまいと、被告人は有罪答弁をするようになるという予想である<sup>114)</sup>。

図1<sup>115)</sup>

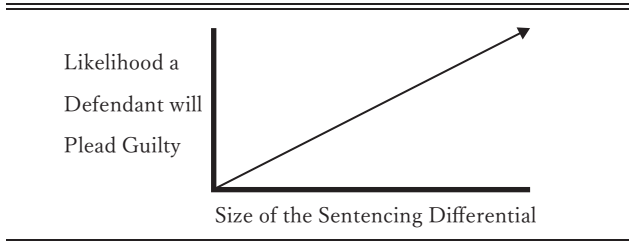
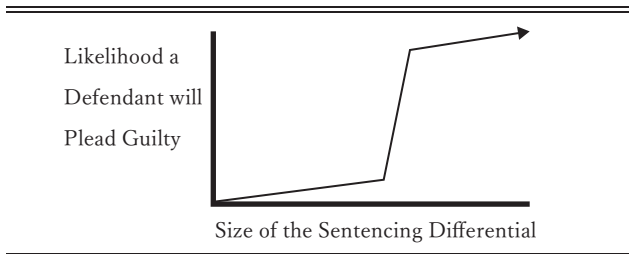


図2<sup>116)</sup>



Dervan と Edkins は、仮に将来の研究によってかかる絶壁効果が証明されれば、この発見は少なくとも次の3つの理由で重要になると指摘する<sup>117)</sup>。第1に、答弁取引に関する冤罪の問題は量刑格差のコントロールにより対処すべきという主張は正しいといえるが、そのような主張をするには絶壁効果を解明する必要がある<sup>118)</sup>。第2に、仮に絶壁が存在し、比

114) Ibid.

115) 図1は、id. at 42 からほとんどそのまま引用したものであるが、正確な図については id. at 42 をご覧いただきたい。

116) 図2は、ibid からほとんどそのまま引用したものであるが、正確な図については ibid をご覧いただきたい。

117) Ibid.

118) Id. at 43.



較的容易に頂上に達するならば、過去における指摘よりも、量刑格差をより劇的に制限することが考えられるべきことになる<sup>119)</sup>。第3に、そのような絶壁に対する将来の研究によって、答弁取引制度の効率性を上げるメカニズムが明らかになるかもしれない<sup>120)</sup>。仮に罪を犯した被告人に対しては小さい量刑格差で絶壁の頂上に達するならば、量刑格差をそのサイズに限定することで、ほとんどの実際に罪を犯した被告人が有罪答弁をするのに十分なインセンティブを生み出すことができるのである<sup>121)</sup>。

#### 2-3-4. Henderson & Levett 研究（2018年）

Dervan & Edkins 研究に続く実験室実験を行った研究として、2018年に公表された Henderson & Levett研究が存在する<sup>122)</sup>。当該研究の目的は、無実の罪の者が答弁取引に応じる危険性及び弁護人の助言が被告人による答弁の決定に与える影響を解明することにあつた<sup>123)</sup>。

当該研究においては、199人の大学生が分析対象にされた<sup>124)</sup>。実験方法を簡略化して紹介すると、難解な問題をチームで解く問題と個人で解く問題にわけた上で、それを被験者と被験者のふりをした実験協力者に解かせる<sup>125)</sup>。その際、個人で解く問題については、協力して解いてはならない

---

119) Ibid.

120) Ibid.

121) Ibid.

122) Kelsey S. Henderson & Lora M. Levett, *Investigating Predictors of True and False Guilty Pleas*, 42 LAW & HUM. BEHAV. 427 (2018).

123) アメリカ合衆国においては、弁護人が依頼人に対して答弁取引を受け入れるべきかどうかについて助言をすることはあるようである。Rebecca K. Helm らの調査結果によれば、166人の弁護士のうち163人が過去に、答弁取引を受け入れるかどうかにつき依頼人に助言した経験があると回答した。Rebecca K. Helm, Valerie F. Reyna, Allison A. Franz, Rachel Z. Novick, Sarah Dincin & Amanda E. Cort, *Limitations on the Ability to Negotiate Justice: Attorney Perspectives on Guilt, Innocence, and Legal Advice in the Current Plea System*, 24(9) PSYCHOL. CRIME & L. 915, 921 (2018).

124) Henderson & Levett, *supra* note 122, at 431.

125) *Id.* at 432.

旨を指示しておく<sup>126)</sup>。そして、有罪条件のグループでは、実験者が部屋の外に出た後、被験者のふりをした実験協力者が被験者にカンニングを依頼する<sup>127)</sup>。採点の後、両者で複数の問題につき同一の答えがなされたと告げ、偶然にもそうなる確率は非常に低いと告げる<sup>128)</sup>。その後、事態を解決する 2 つの方法が存在すると被験者に告げる<sup>129)</sup>。1 つの方法は、被験者がカンニングに関与したことを認め、ラボの処罰を受けるというものである (答弁取引に似せた選択肢)<sup>130)</sup>。ラボの処罰というのは、成績評価において the research percentage につき 0 の評価を受け、毎週末に開催される 4 回の倫理的行動に関するセッションへの参加を義務づけられるというものである<sup>131)</sup>。もう 1 つの方法は、The Student Conduct Committee の審理で決着をつけるというものである (公判に似せた選択肢)<sup>132)</sup>。

次に、ケースを弁護士 (an advocate) の助言のあるグループと弁護士の助言のないグループにわける。弁護士の助言のあるグループにおいては、被験者に大学学生弁護士 (a university student advocate) と相談する機会を与える<sup>133)</sup>。そこで、弁護士のふりをした実験協力者が、1 つのグループでは有罪答弁をするよう助言する<sup>134)</sup>。もう 1 つのグループでは、公判に進むよう助言する<sup>135)</sup>。最後のグループでは、2 つの選択肢の内容については説明するが、いずれの選択肢が良いかについては助言しないようにする<sup>136)</sup>。上記助言を行った後、被験者に最終的な選択をさせる<sup>137)</sup>。

126) Ibid.

127) Ibid.

128) Ibid.

129) Ibid.

130) Ibid.

131) Ibid.

132) Ibid.

133) Ibid.

134) Ibid.

135) Ibid.

136) Ibid.

137) Id. at 433.

当該実験の結果は、次の通りであった。有罪条件の被験者のうち有罪答弁を行ったのは、平均71%に上った<sup>138)</sup>。これに対して、無罪条件の被験者のうち有罪答弁を行ったのは、平均37%であった<sup>139)</sup>。

当該実験では、弁護士の助言が答弁の決定に影響を与えた<sup>140)</sup>。弁護士の関与がない場合、有罪条件の被験者のうち有罪答弁をしたのは74%であり、無罪条件の被験者のうち有罪答弁をしたのは35%であった<sup>141)</sup>。これに対して、弁護士が有罪答弁を勧めた場合、有罪条件の被験者についてはその91%が有罪答弁を行い、無罪条件の被験者についてはその58%が有罪答弁を行った<sup>142)</sup>。また、弁護士が公判を勧めた場合、有罪条件の被験者についてはその64%が、無罪条件の被験者についてはその4%が有罪答弁を行った。さらに、選択肢の内容についてのみ説明が行われ、いずれを選ぶべきかにつき助言がなされなかった場合には、有罪条件の被験者のうち有罪答弁を行ったのは55%であったのに対して、無罪条件の被験者についてはその47%が有罪答弁を行った<sup>143)</sup>。

以上の通り、当該実験では、弁護士の助言が答弁の決定に影響を与えた。また、弁護士の助言が与えた影響は、有罪条件の被験者に対してより無罪条件の被験者に対しての方が大きかった<sup>144)</sup>。

### 2-3-5. Wilford & Wells 研究 (2018年)

Miko Wilford と Gary Wells は、答弁と自白の類似点と相違点を明らかにすることを目的として実験室実験を行い、2018年にその成果を公表した<sup>145)</sup>。

---

138) Id. at 434.

139) Id. at 434-436.

140) Id. at 437.

141) Id. at 435.

142) Ibid.

143) Ibid.

144) Id. at 438.

145) Miko M. Wilford & Gary L. Wells, *Bluffed by the Dealer: Distinguishing False Pleas from False Confessions*, 24 PSYCHOL. PUB. POLY & L. 158, 161 (2018).

当該研究の詳細は割愛するが、当該実験室実験では、虚偽の答弁を行ったのは40.7%に上った<sup>146)</sup>。

### 2-3-6. Wilford, Wells & Frazier 研究 (2021年)

Miko Wilford らは、前述の Russano 研究や Dervan & Edkins 研究を参考に次の2つの実験を行い、その成果を公表した<sup>147)</sup>。

第1の実験では、142人の大学生が分析対象とされた<sup>148)</sup>。実験方法を簡略化して紹介すると、次の通りである。被験者には実験の本当の狙いを秘した上で、5分間のラポール形成のセッションを行う<sup>149)</sup>。その後、ある問題については2人チームで解き、他の問題については個人で解くよう指示する<sup>150)</sup>。有罪条件のグループでは、実験者が部屋を出た後、被験者は被験者のふりをした実験協力者からカンニングをするように誘導される<sup>151)</sup>。試験の後、実験者は被験者に対して被験者と被験者のふりをした実験協力者が同じ間違いをしている旨を告げる<sup>152)</sup>。その上で、このような事態が生じることは、被験者らが答えをシェアしない限り、統計上起こりそうもないと告知する<sup>153)</sup>。加えて、被験者の行為が学業不正にあたり得る旨等が告知され、被験者には2つの選択肢が突き付けられる<sup>154)</sup>。1つは、取引に応じるという選択肢で、これに応じれば20時間のラボでの仕事に従事しなければならないものの、それで事件が解決するというものである<sup>155)</sup>。もう1つは、

---

146) Id. at 163.

147) Miko M. Wilford, Gary L. Wells, Annabelle Frazier, *Plea-Bargaining Law: The Impact of Innocence, Trial Penalty, and Conviction Probability on Plea Outcomes*, 46 AM. J. CRIM. JUST. 554 (2021).

148) Id. at 560.

149) Ibid.

150) Ibid.

151) Ibid.

152) Id. at 560-561.

153) Id. at 561.

154) Ibid.

155) Ibid. なお、当該実験では、Dervan & Edkins 研究と異なり、取引の際に自白をする

取引に応じないという選択肢で、被験者はこの場合、学生担当課の課長（the Dean of Students Office）を通じて学業不正の告発を受けることになる<sup>156)</sup>。

以上の方法で実施され、次の結果が得られた。当該実験では、有罪条件の被験者の80.3%が取引に応じ、無罪条件の被験者の52.1%が取引に応じたのである<sup>157)</sup>。

このように、有罪条件の被験者のうち8割を超える者が、無罪条件の被験者でも5割を超える者が取引に応じたという点は、前述の Dervan & Edkins 研究の成果と共通する<sup>158)</sup>。

続く第2の実験では、公判で受ける処罰や有罪認定を受ける確率を操作することにより、結果に変化が生じるかが検証された<sup>159)</sup>。

第2の実験では、339人の大学生が分析対象とされた<sup>160)</sup>。実験方法はおおむね第1の実験の方法と共通するが、次の4つの点で異なる<sup>161)</sup>。第1に、ラポール形成のセッションは5分から3分に短縮された<sup>162)</sup>。第2に、被験者が取引に応じなかった場合に告発の仲裁を担当するのは、学生担当課の課長ではなく、心理学科のヒトを対象とする研究倫理審査委員会とされた<sup>163)</sup>。第3に、取引に応じなかった場合の処罰として、次の2つの条件が用意された<sup>164)</sup>。1つは寛大な処罰条件である。これは、研究倫理につき15頁のリサーチペーパーを書くことが要求されるというものである<sup>165)</sup>。も

---

↘ことは求められなかった。Id. at 558. これは、Alford 答弁や不抗争の抗弁において罪の承認が求められておらず、ほとんどの法域でこれらが受け入れられている事実と一貫すると指摘される。Ibid.

156) Id. at 561.

157) Ibid.

158) See, ibid.

159) Id. at 563.

160) Id. at 564.

161) Ibid.

162) Ibid.

163) Ibid.

164) Ibid.

165) Ibid.

う1つは厳格な処罰条件であり、これは仮の及第 (academic probation) 及び、成績評価において研究部分につき「F」を受け得るというものである<sup>166)</sup>。第4に、有罪認定を受ける確率の見積もりについて、次の2つが用意された<sup>167)</sup>。1つは約25%と告知されるケースである。もう1つは、約80%と告知されるケースである<sup>168)</sup>。

以上の方法で実施され、次の結果が得られた。まず、全体として有罪条件の被験者のうち取引に応じたのは80.2%に上った<sup>169)</sup>。これに対して無罪条件の被験者のうち取引に応じたのは、58.1%であった<sup>170)</sup>。このように、有罪条件の被験者の8割を超える者が、無罪条件の被験者の5割を超える者が取引に応じたという結果は、当該研究の第1の実験結果とも、前述の Dervan & Edkins 研究の実験結果とも一致する。

次に、無罪条件の被験者の場合、公判で有罪認定を受ける確率が高くなれば、取引に応じる危険性も高くなることが確認された。すなわち、公判で有罪認定を受ける確率の見積もりが25%の場合、取引に応じたのは49.4%であったのに対して、その見積もりが80%の場合、67.1%もが取引に応じた<sup>171)</sup>。

これに対して、有罪条件の被験者の場合は、無罪条件の被験者の場合ほどの変化を観測できなかった。すなわち、公判で有罪認定を受ける確率の見積もりが25%の場合、78.2%が取引に応じたのに対して、その見積もりが80%の場合、82.5%が取引に応じた<sup>172)</sup>。

---

166) Ibid.

167) Ibid.

168) この値に加えて、被験者には、数値ではない当該確率についての評価 (例えば、「多少可能性がある」や「非常に可能性が高い」) も告知された。Id. at 564-565.

169) Id. at 566.

170) Ibid.

171) Ibid.

172) Ibid. なお、公判の処罰の操作は、結果に大きな影響を与えなかった。すなわち、無罪条件の被験者についてこれを見ると、有罪認定を受ける確率が25%のとき、厳格な処罰条件の場合は46.5%が取引に応じたのに対して、寛大な処罰条件の場合は52.3%が取

これまでみてきた通り、Wilford, Wells & Frazier 研究では、2つの実験のいずれにおいても、半数を超える無実の罪の被験者が取引に応じるという道を選んだ<sup>173)</sup>。加えて、公判で有罪認定を受ける確率が高くなれば、無実の罪の者が取引に応じて虚偽の答弁をしてしまう危険性も高くなることが確認された<sup>174)</sup>。

#### 2-4. 小 括

以上にみてきた通り、答弁取引が虚偽の答弁を誘引する危険性を描き出す代表的な手法として、大別して、①雪冤データを用いた手法、②場面想定法、③実験室実験が存在する。そして①・②にはそれぞれ限界があり、③の手法が相対的に望ましいように思われる。

そして③の手法を用いた複数の研究結果から、半数を超える無実の罪の者が取引に応じて虚偽の答弁をしてしまう可能性があるということが明らかになった。

ただし、この実験結果が答弁取引による虚偽供述の危険性をまったくもって正確に表していると捉えることは難しいかもしれない。というの

---

↘引に応じた。Id. at 567. 有罪認定を受ける確率が80%のとき、厳格な処罰条件の場合は63.4%が取引に応じたのに対して、寛大な処罰条件の場合は70.5%が取引に応じた。Ibid. 有罪条件の被験者についてこれをみると、有罪認定を受ける確率の見積もりが25%のとき、厳格な処罰条件の場合は75.5%が取引に応じたのに対して、寛大な処罰条件の場合は81.6%が取引に応じた。Ibid. 有罪認定を受ける確率の見積もりが80%のとき、厳格な処罰条件の場合は82.9%が取引に応じ、寛大な処罰条件の場合は82.1%が取引に応じた。Ibid.

以上のように、寛大な処罰条件の場合と厳格な処罰条件の場合で、取引に応じる者の割合に大きな違いは出なかった。その理由としては、被験者が当該実験における厳格な処罰条件の処罰を厳しいとは思っていなかったことが考えられる。Ibid. 当該実験で、被験者が取引に応じなかった場合の処罰の重さをどのように評価していたかを問う確認がなされたところ、次のような意外な結果が出ている。1（全く重くない）～5（とても重い）の5段階評価で、寛大な処分については平均2.64であったのに対して、厳格な処分については平均1.75であったのである。Id. at 565.

173) Id. at 568.

174) Ibid.

も、実験室実験で行われた取引と実際の答弁取引とを比較した場合、後者の方が、取引に応じるのが困難であるという点で、無実の罪の者が取引に応じる危険性は相対的に低い可能性があるからである。取引に応じるのが困難というのは、実際の答弁取引に応じた場合には有罪判決が基本的に言い渡されることになるから、一般的に被疑者・被告人はこれを避けることを望むと思われるからである。そのため、先の結果から直ちに、現実の答弁取引によって5割を超える無実の罪の者が虚偽の有罪答弁を行っているとは断定することはできないように思われる。

しかし、上記③の実験室実験は、答弁取引の場合と同じく、被験者にジレンマを課して選択を迫るという点で、取引過程における被疑者・被告人の心理状態を再現しており、取引が虚偽の答弁を誘引する危険性のある程度正確に描き出している可能性もある。

本稿でみた実験室実験の成果は、他にも多くの示唆に富むものである。具体的には、次の3点が注目に値する。

第1に、公判における有罪率が高い場合、無実の罪の者が取引に応じてしまう危険性が高まるということが確認できた。アメリカ合衆国における連邦の有罪率も極めて高いが、我が国の有罪率はそれに輪をかけて高いことから、かかる事実は、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険を考える上で、重要な意義をもち得るように思われる。

第2に、量刑格差の大きさが、無実の罪の者が取引に応じる確率に影響を与える可能性があることも解明された。ただし、その影響の仕方については明らかになっていない。すなわち、取引に応じる確率は量刑格差の大きさに比例するのか、それとも Dervan と Edkins の仮説のように変化を示したグラフが絶壁のような形を描くのかは判然としない。

第3に、弁護人の助言が答弁の決定に影響を与えることも明らかになった。



### 3. むすびにかえて

本稿では、アメリカ合衆国における実証研究の成果を主に分析し、答弁取引が虚偽の答弁を誘引する危険について検討した。そして複数の実験室実験の成果から、当該取引によって5割を超える無実の罪の者が虚偽の答弁をするおそれがあることを確認できた。しかし、仮に純粋な形の自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険を有していたとしても、その危険を排除するにたる方策が存在すれば、我が国における自己負罪型司法取引の導入は、虚偽供述防止という観点からは（ひいては冤罪防止という観点からは）、必ずしも否定されない可能性がある。

この点に関する措置として近年アメリカ合衆国において注目されるのが、量刑格差に制限を設けるというものである。前述の通り、アメリカ合衆国では、著しい量刑格差によって無実の罪の者が虚偽の有罪答弁を行っているという問題が指摘されている。これを受けて、量刑格差に制限を設けることができないかが積極的に議論されている<sup>175)</sup>。制限の方法としては、大別すると、次の2つがあるように思われる。1つは、有罪答弁がなされた場合に著しい刑の減軽をしないことによって量刑格差を制限する方法である。もう1つは、有罪答弁がなされず公判が開催されることになった場合に著しく重い処罰を科さないことによって量刑格差を制限する方法で

---

175) Stephen J. Schulhofer, *Plea Bargaining as Disaster*, 101 YALE L.J. 1979, 2006-2008 (1992); Andrew Hessick III & Reshma Saujani, *Plea Bargaining and Convicting the Innocent: the Role of the Prosecutor, the Defense Counsel, and the Judge*, 16 BYU J. PUB. L. 189, 235-236 (2002); Oren Gazal-Ayal, *Partial Ban on Plea Bargains*, 27 CARDOZO L. REV. 2295, 2299-2300 (2006); Russel D. Covey, *Fixed Justice; Reforming Plea Bargaining with Plea-Based Ceilings*, 82 TUL. L. REV. 1258 (2008); Lucian E. Dervan, *Bargained Justice: Plea Bargaining's Innocence Problem and the Brady Safety-Valve*, 2012 UTAH L. REV. 51, 95-96 (2012); Gazal-Ayal & Tor, *supra* note 10, at 395; Molly J. Waker Wilson, *Defense Attorney Bias and the Rush to the Plea*, 65 U. KAN. L. REV. 271, 322 (2016); Helm, Reyna, Franz, Novick, Dincin & Cort, *supra* note 123, at 931.

ある<sup>176)</sup>。現行の実務は、連邦量刑ガイドラインの下、前者の方法を採用していると評価できるように思われる<sup>177)</sup>。しかし、かかる制限によって果たして量刑格差に確固たる制限ができたといえるかについては疑問が呈されている<sup>178)</sup>。

また、冤罪防止という観点から捉えた場合、連邦刑事訴訟規則11(b)3は注目に値する。連邦刑事訴訟規則11(b)3は「有罪答弁に対する判決をする前に、裁判所は答弁に対する事実的基礎が存在することを確認しなければならない」と規定している<sup>179)</sup>。すなわち、有罪答弁がなされても、事実的基礎が確認されなければ有罪宣告がなされない仕組みとなっている。ここから、有罪答弁制度においても、真実発見の要請が完全に等閑視されているわけではないように思われるかもしれない。ただ、事実的基礎の確認の程度は厳格なものではないと指摘される<sup>180)</sup>。そのため、現在の事実的基礎の確認が冤罪防止に十分に機能していると評価することには疑問の余地があるといえよう。

以上のように、本稿では、アメリカ合衆国における実証研究の成果を主に分析し、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険性について検討したが、虚偽供述防止策(ひいては冤罪防止策)が存在するかについては分析するに至らなかった。この点に関する検討は、今後の課題として残る。

---

176) Covey, id; Wilson, ibid.

177) U.S. SENTENCING GUIDELINES MANUAL §3E1.1(a)(b) (2018).

178) 詳細は、拙稿「自己負罪型司法取引の量刑格差問題についての研究(3)」立命館法学389号108-112頁(2020年)を参照。

179) FED. R. CRIM. P. 11(b)3. 多くの州にも、類似の規定がある。Alschuler, supra note 43, at 934.

180) Jenia I. Turner, *PLEA BARGAINING ACROSS BORDERS*, 41 (2009). See also, Alschuler, supra note 43, at 934.